

飼養衛生管理基準（鶏、その他家きん）

令和2年10月1日から飼養衛生管理基準が改正されました。
農場や地域の産業を伝染病から守るため、適正な管理をお願いします。

衛生管理区域を設定（家きん舎で使う道具の保管場所、たい肥舎など、全てを含む）
消毒設備などの設置箇所を平面図に記入

定期報告
の提出

全ての農場で
担当獣医師を
定める

家きん舎の定期的な
清掃・消毒
整理・整頓

飲用に
適した水

入場記録表の
作成・保管

ゴム手袋

衛生管理区域・畜舎に
出入りする時は、
手指の洗浄・消毒

埋却地の
確保

立入禁止

出入りする車両の消毒
（人が降りる場合、
ハンドル、マットなどの
消毒や交換）

関係者以外が入らないよう、衛生管理区域を明確にする
（看板、カラーコーン、石灰帯などを設置）

赤字（下線）
：主な改正点

家きん舎の隙間
に野生動物侵入
防止のネット

病原体

特定症状の通報

飼養衛生管理について
マニュアルを作成
（施行：R4年2月予定）

水や飼料の
保管場所に
ネットなどを
設置し
野生動物を
侵入させない

海外からの人や物を入れない

- ・人：1週間
- ・海外で使用した服や靴など：2ヶ月

専用の長靴、服を用意
（着替える前後の
靴、服を交差させない）

犬や猫などは、
衛生管理区域の内で
飼わない

北海道網走家畜保健衛生所

オホーツク家畜自衛防疫推進協議会